

令和 7 年度

第 1 回福島県森林審議会森林保全部会議事録

日時 : 令和 7 年 8 月 2 7 日 (水) 13:30 ~ 15:20
場所 : ふくしま中町会館 6 階 北会議室

福島県森林審議会森林保全部会

1 開会 司会【橘主幹】	只今から、令和7年度第1回福島県森林審議会森林保全部会を開会いたします。 なお、傍聴される皆様におかれましては、受付で配布しました「傍聴に当たっての留意事項」に従って傍聴いただきますようお願いいたします。 はじめに、田子部会長から御挨拶をいただきたいと思います。
2 あいさつ (部会長あいさつ) 【田子部会長】	森林保全部会長の田子でございます。 委員の皆様におかれましては、猛暑の中、本年度初めてとなる福島県森林審議会森林保全部会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。 本日の議案は、令和7年8月21日付け7森第1825号で知事から諮問のありました、「工場・倉庫等の建設」を目的とした「林地開発許可について」の1件であります。 委員の皆様には、それぞれの立場から忌憚のない御意見をお聞かせ願えればと思います。 本日は、よろしくお願いいたします。
司会【橘主幹】	ありがとうございました。 続きまして、平野農林水産部 森林林業担当次長より挨拶を申し上げます。
(次長あいさつ) 【平野次長】	令和7年度第1回福島県森林審議会森林保全部会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。 委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。 また、日頃より皆様には、本県の森林・林業・木材産業の振興に御指導、御協力いただいておりますことについて厚く御礼申し上げます。 本日、御審議いただきます内容は、「工場・倉庫等の建設」を目的とした林地開発許可についての1件であります。 森林は、水源の涵養や災害の防止など多面的な機能を有しており、開発行為によってその機能が損なわれることのないよう、森林の適正な保全と利用の調整を図る必要があります。 林地開発許可におきましては、森林の有する公益的機能のうち、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」及び「環境の保全」の四つを満たすことが要件となることから、これまでも森林法に基づき慎重に審査を行ってまいりました。 委員の皆様には、林地開発許可制度が適切に行われるよう、本日も忌憚のない御意見をくださるようお願い申し上げます。 本日は、よろしくお願いいたします。
司会【橘主幹】	ありがとうございました。 なお、平野次長におきましては、所用により、ここで退席とさせていただきます。
3 会議成立報告	続きまして、本日の出席者ですが、委員の皆様及び県の職員

司会【橘主幹】	につきましては、出席者名簿をもって、御紹介に代えさせていただきます。 なお、五十嵐乃里枝委員、豊田新一委員及び村越のぞみ委員はリモートにより参加となっております。 従いまして、本部会にあっては、委員7名中7名が出席しており、定足数である半数に達しておりますので、福島県森林審議会森林保全部会規程第8条により、本会は成立しておりますことを御報告いたします。 また、本日は林地開発許可申請をされた事業者の「日本工機株式会社」様に御出席いただいております。事業者には後ほど事業内容について御説明いただきます。こちらも出席者につきましては、出席者名簿をもって御紹介に代えさせていただきます。 次に、本日の資料の確認をさせていただきます。 お手元の配布資料一覧表のとおり、「次第」、「出席者名簿」「座席表」、「議案資料1」、「議案資料2」、「議案資料3」、「報告資料」、「関係法令集」となっております。 御確認をお願いいたします。 なお、進行につきましては、次第のとおり、整理番号1番の1件の御審議をいただくため、議事の前半は事業者による事業概要説明並びに質疑応答、議事の後半は、一部、事業者による事業詳細説明、その後に事務局による審査概要説明並びに審議という順序で進めさせていただき、答申という流れで行いたいと思いますので御了承願います。 また、審査概要説明及び審議部分につきましては、福島県情報公開条例第7条第3号に該当する事業者に関する情報が含まれることから、非公開とさせていただきますので、御了承願います。
4 議長選出 (議長選出) 司会【橘主幹】	続きまして、議長の選出ですが、福島県森林審議会森林保全部会規定第7条により、部会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、田子部会長よりお願いいたします。
議長【田子部会長】	それでは、規程に基づきまして、本部会の議長を務めさせていただきます。 議事の進行につきましては、委員の皆様の御協力をお願いします。
(議事録署名人選出) 議長【田子部会長】	議事に入る前に、議事録署名人を選出したいと思います。 福島県森林審議会森林保全部会規程第10条第2項により、私から指名させていただきます。 それでは、古関恵子委員と村越のぞみ委員に議事録署名人をお願いします。

5 議事 議長【田子部会長】	では、議事に入ります。 諮問内容について事務局から説明願います。
(諮問内容の説明) 事務局【高原課長】	森林保全課の高原でございます。 それでは、議案について御説明いたします。 議案資料1の別紙、諮問第1号を御覧ください。 本日の案件は、「工場・倉庫等の建設」を目的とした「林地開発許可について」の1件でございます。 整理番号1 申請者の住所は、東京都港区芝五丁目26番16号。 申請者の氏名は、日本工機株式会社 代表取締役 平田和彦。 開発行為の目的は、工場・倉庫等の建設。 開発行為に係る森林の所在場所は、北地区、西白河郡西郷村大字長坂字下屋1-88外3字46筆、南地区、西白河郡西郷村大字長坂字下屋1-1外7字22筆。 開発対象森林面積は、北地区12.5033ヘクタール、南地区51.4942ヘクタール、合計63.9975ヘクタール。 開発行為に係る森林面積は、北地区6.8330ヘクタール、南地区39.9488ヘクタール、合計46.7818ヘクタール。 諮問内容につきましては以上でございます。
議案第1号 (事業説明) 議長【田子部会長】	次に、事業の概要説明に入ります。 事業内容について事業者から説明願います。 それでは、議案資料2について、日本工機株式会社様、よろしくお願いいたします。
日本工機株式会社	日本工機の鈴木がご説明いたします。 事業計画の概要でございますが、弊社は東京都港区芝五丁目26番16号に本社を置く日本工機株式会社と申します。 代表取締役は平田和彦です。 弊社は火薬類を利用した製品を製造する会社でございます。 続いて、事業区域に係る場所でございますが、西白河郡西郷村大字長坂字下屋1-1外136筆になります。 開発行為に係る森林の場所は、西白河郡西郷村大字長坂字下屋1-1外67筆になります。 開発の目的は、工場・倉庫等の建設でございます。 全体面積でございますが、北地区と南地区に分かれておりまして、まず事業区域の面積ですが、85.6495ヘクタール、うち森林区域の面積は63.9975ヘクタール、開発行為に係る森林面積は46.7818ヘクタールでございます。 また、開発行為の期間は許可の日から令和10年8月31日までを計画しております。 続いて、位置について説明をさせていただきます。

赤く塗っているところは事業区域になりまして、白河市と西郷村に所在しております。

位置としましては、J R新白河駅から北に4. 5キロ、白河中央インターから北西に2. 5キロの場所に所在します。この位置は、白河市の中央市街から4キロほど北に離れた山林に囲まれた場所となっております。

続いて事業区域でございます。

赤い線で囲まれた部分が事業区域になりまして、赤色の箇所を北地区、緑色の箇所を南地区としております。

また、市町村界はこのように青い線が入っておりますが、北地区の一部が白河市にありまして、他は西郷村となります。

南地区の面積は56. 5949ヘクタール、北地区の面積は29. 0546ヘクタールとなり、全て自社所有地でございます。

続いて事業区域周辺の現況でございます。

赤枠で示された事業区域がございまして、その上に緑の線で囲んだ部分、こちらが弊社の既存工場でございます。

まず、河川について御説明させていただきます。青い線で示しておりますが、この北地区の東側に一級河川の泉川、そして北地区と南地区の西側に一級河川の真名子川、そして南地区の東側に一級河川の高橋川がございまして。

また、市道・村道につきましては、オレンジの線で示しておりますが、北地区の東側に白河市道、そして両地区の西側と、南地区の東側に西郷村道が接しております。

また、農地でございますけれども、北地区の東側、そして両地区の西側、そして南地区の東側、こちらに中規模の集団農地がございまして。

続いて、事業区域の状況でございます。まず土地区分の構成比ですが、山林が63. 9975ヘクタール、全体の74. 72%となります。

また、官地が0. 1423ヘクタールございますが、こちらは西郷村の土地であり、払下げの同意を得て手続を進めているところです。

その他といたしまして、池や雑種地など21. 5097ヘクタールございます。

林内状況でございますが、まず南地区につきましては、左上の写真のとおり、林況はスギ等となっております。北地区につきましては、右上の写真のとおり、スギ等の現況となっております。

続いて地域森林計画図でございます。まず北地区につきましては、白の部分が地域森林計画の対象森林、ピンクの部分が5条森林以外です。北地区には弊社の既存工場がございまして、こちらがピンク色となっております。事業区域は赤い線で示されており、位置関係としては、弊社の既存工場の南側を開発する形となっております。

このときに森林区域の面積が表のとおり12,503.3ヘクタール、うち、開発行為に係る森林面積が6,833.0ヘクタールとなります。

続いて南地区でございます。南地区につきましては、5条森林以外の部分、道路と池になっております。

また、黄色の部分が広がっておりますが、南地区は除染土の仮置場として使用されておりましたので、このように表示されておりますが、現在では除染事業が終わりましたので、現況は森林となっております。

そのため南地区につきましては、ほぼ森林の状態となっております。この森林区域の面積が51,494.2ヘクタール、うち、開発行為に係る森林面積が39,948.8ヘクタールとなります。

それでは完成後の土地利用計画について御説明させていただきます。

まず、北地区でございますが、工区が二つに分かれてございます。黒い点線で囲んでいる部分、こちらが1工区、そして黄色い点線で囲んでいる部分、こちらが2工区となっております。運用管理のため、このように工区を分けております。

北地区では製造工室と倉庫、こちらを建設いたします。

また、防災施設として、東側と西側に調節池を2つ整備いたします。

北地区全体としての区域内の森林面積は12,503.3ヘクタール、残置森林面積は5,670.3ヘクタール、森林率は45.35%でございます。

次に北地区の1工区でございます。既存道路の南側に製造工室、倉庫を建設いたしまして、この区域の雨水は、右上側にある調節地1で貯留して泉川へ放流いたします。

1工区としての区域内の森林面積は5,825.6ヘクタール、残置森林面積は2,720.2ヘクタール、森林率は46.69%です。

続いて2工区ですが、2工区の西側にある左の図ですが、こちらは倉庫を建設いたしまして、この区域の雨水は、調節地2に貯留し、真名子川に放流いたします。

続いてこの2工区の東側の部分、右の図ですけれども、こちらは製造工室を建設いたしまして、この区域の雨水は、調節池1で貯留し泉川に放流いたします。

2工区としての区域内の森林面積は6,677.7ヘクタール、残置森林面積は2,950.1ヘクタール、森林率は44.18%です。

次に、南地区全体でございますが、こちらの工区も2つに分かれておりまして、おおむね北と南に分かれておりますが、この黄色い点線で囲んでいるA工区、そして黒い点線で囲んでいるB工区の2つに分かれております。

南地区も北地区と同じく製造工室、倉庫を建設してまいりま

すが、この東側の部分に入退場管理のための守衛所を設けます。

また防災施設といたしまして、西側に調節池1そして大きな平場の東側に調節池2、そして1番東側に調節池3を整備いたします。

南地区全体としての区域内の森林面積は51.4942ヘクタール、造成または残置森林面積は16.0897ヘクタール、森林率は31.25%となります。

A工区についてでございますけども、このように倉庫と製造工室を建設いたします。

また、平場が広がっておりますが、こちらは将来的に建屋を建設する計画地となっております。

雨水でございますが、道路の雨水はこの西側の調節池1に貯留し、真名子川に放流いたします。この大きな平場と、この黄色で塗っている部分につきましては、調節池2に貯留し、高橋川に放流いたします。守衛所とこの東側の道路ですが、こちらの雨水は調節池3・4で処理をし、高橋川へ放流いたします。

A工区としての区域内の森林面積は34.0453ヘクタール、造成または残置森林面積は10.1232ヘクタール、森林率は29.73%です。

続いてB工区ですが、倉庫と製造工室を図のように建設いたします。

こちらの雨水は調節池2で貯留し、高橋川へ放流いたします。

B工区としての区域内の森林面積は17.4489ヘクタール、造成または残置森林面積は5.9665ヘクタール、森林率は34.19%です。

それでは仮設防災計画、まずは北地区につきましては、先ほど御説明した通り調節池を2つ整備いたします。

そのほか、この造成するエリアごとにですね、防災沈砂池を設けまして、この西側の部分、こちらに盛土の土砂流出防止の柵を設けます。

このように調節池、防災施設は造成工事着手前に完成させます。

続いて南地区ですけども、先ほど御説明いたしました調節池1と2と3を整備いたします。

そして各エリアに防災沈砂池を計12か所整備いたします。

また、こちらにも土砂流出防止柵をこの西側の部分とこの東にある道路の部分、1番東側の部分、この3か所について整備いたします。

この調節池、防災施設も造成工事着手前に完成させます。

それでは地元調整について御説明させていただきます。

まず、住民説明でございますが、こちらにつきましては白河市と西郷村の各地区につきまして、住民説明会と区長への御説明、そして、事業の名称等の回覧を行い、事業についての同意を得ております。

	次に土地の同意状況でございますが、事業区域にある土地は全て弊社の所有地でございます。また電力会社より地役権の同意を得ております。道路、水路におきましても管理者の西郷村より払下げを受けることに同意を得ております。 法令の許可等でございますが、この③の文化財保護法については該当がないことを確認しております。④の国土利用計画法につきましても自社所有地につき、非該当でございます。その他、林地開発に関係する法令等につきましては協議済みの状況でございます。 希少動植物につきましては福島県自然保護課に確認いたしまして、該当ないことを確認しております。 施工中、施行後の施設管理計画でございますが、まず、仮設防災水路、仮設防災沈砂池については、週1回以上のパトロールを行います。台風、地震被害などの発生後1週間以内に整備いたします。 また、泥上げ、浚渫を定期的、こちらは1か月ごとに行い機能を維持してまいります。 防災調節池につきましてもパトロール、点検整備を行い、泥上げ、浚渫については、6か月から1年ごとに行い機能を維持してまいります。 土砂流出防止柵につきましても、パトロールと点検整備を行い、機能を維持してまいります。 残置森林及び造成森林につきましては、植林を行った部分については1年後に成績判定を実施し、6か月に1回以上のパトロールを行い、生育不良苗木については補植し、必要に応じて下刈りを実施し、生育環境を維持してまいります。2年後に再度判定を行って保育の終了とします。 その他の残置森林についても同様に生育環境の維持に努めてまいります。 以上が事業計画の概要の御説明となります。
議長【田子部会長】	はい、ありがとうございました。 ただいま、日本工機株式会社様から説明がありましたが、委員の皆様より御質問がありましたら、発言をお願いをしたいと思います。 忌憚のない御意見、御質問等をいただけたらと思います。
【鈴木委員】	鈴木でございます。 今ほど御説明頂きましたが、製造工室、それから倉庫等、私の目から見るとかなり大きなものだと思いますが、何を作る会社なののでしょうか。
日本工機株式会社	こちらにつきましては、弊社の防衛装備品を製造いたします。
【鈴木委員】	火薬等を使用するということですか。
日本工機株式会社	はい、火薬類を使った製品となります。

【鈴木委員】	それに伴っての環境への影響というのはほとんどないと考えてよろしいですか。
日本工機株式会社	はい、環境に影響するものを排出するような作業等はいりません。
【鈴木委員】	はい、分かりました。
議長【田子部会長】	私の方から確認をさせていただきたいのですが、かなり大きな面積を開発されるということですが、建物以外の土の部分、若しくは砕石等を敷くというような部分は、全体の面積の比率からするとどのくらいになりますか。 というのは、沈砂池を設けるということですが、当然そこは計算をされて、規模等はしっかり考慮されていますか。何かそれに関するデータ等がありましたらお話いただけますか。
日本工機株式会社	面積的には北地区は大体４割程度を開発いたします。 南地区については、大体５割程度を開発する計画となっております。
議長【田子部会長】	そのほか、委員の皆様方から御質問等ありましたらお願いしたいと思います。 それでは、他に御質問がないようなので、整理番号１、日本工機株式会社の林地開発許可申請について、審議に入りたいと思います。 ここからは福島県情報公開条例第７条第３号に該当する「事業者に関する情報等」が含まれますので、非公開で進めさせていただきます。 報道機関及び一般傍聴の皆様におかれましては、申し訳ございませんが、御退席をお願いします。 なお、次の公開時間は１５時０５分頃からいたしますので、よろしくをお願いします。

福島県情報公開条例第７条第３号
の規定により非公開

福島県情報公開条例第7条第3号
の規定により非公開

福島県情報公開条例第 7 条第 3 号
の規定により非公開

福島県情報公開条例第 7 条第 3 号
の規定により非公開

福島県情報公開条例第 7 条第 3 号
の規定により非公開

福島県情報公開条例第 7 条第 3 号
の規定により非公開

福島県情報公開条例第7条第3号
の規定により非公開

福島県情報公開条例第7条第3号
の規定により非公開

福島県情報公開条例第7条第3号
の規定により非公開

福島県情報公開条例第 7 条第 3 号
の規定により非公開

福島県情報公開条例第 7 条第 3 号
の規定により非公開

福島県情報公開条例第7条第3号
の規定により非公開

福島県情報公開条例第7条第3号 の規定により非公開

6 答申 議長【田子部会長】	それでは、これより議事を再開します。 事務局の準備ができたようなので議案第1号の答申（案）の審議に移りたいと存じます。 それでは、事務局より答申案の朗読を願います。
事務局【高原課長】	はい。 答申案を朗読させていただきます。 7福審保第2号、令和7年8月27日 福島県知事様、福島県森林審議会長 林地開発許可について（答申） 令和7年8月21日付け7森第1825号で諮問ありました このことについては、審議の結果、適当と認めます。
議長【田子部会長】	ただいまの内容のとおり、知事に答申することについて、異議ありませんか。
【各委員】	異議なし。
議長【田子部会長】	それでは、ただいまの内容のとおり答申いたします。 以上をもちまして、諮問第一号の審議を終了いたします。
7 報告事項 議長【田子部会長】	続きまして部会報告に移ります。 事務局から報告事項について説明願います。
事務局【安瀬主査】	はい。 事務局の安瀬です。 林地開発許可におきまして、開発行為に係る森林面積が10ヘクタール未満の事案につきましては、福島県森林審議会森林保全部会に報告することとされております。 これに基づき、前回報告以降、これまでに知事が森林法第10条の2第2項の規定に基づき林地開発許可を行った案件につきまして、ご報告します。 お手元の「報告資料」をお開きください。 前回報告から現在まで、整理番号1及び2、 土砂採取及び資材置場、資材倉庫敷地造成に係る開発行為が2件、合計面積8.9262ヘクタールについて許可しております。 許可にあたりましては、いずれも適法な開発となるよう、森林法に基づき審査したものです。 報告事項は、以上です。
議長【田子部会長】	ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の審議は全て終了となります。

	本日はご多忙のところご出席いただき、また、審議及び議事の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。 事務局に進行をお返しします。
8 その他 司会【橘主幹】	長時間にわたり、慎重な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。 続きまして、その他に移ります。 事務局から連絡事項についてお願いします。
事務局【長谷川技師】	事務局の長谷川と申します。 事務局からの連絡事項です。 今後の森林保全部会の開催予定ですが、現在、森林審議会森林保全部会諮問規定に該当する林地開発許可については、具体的な審査を進めている案件はありません。 このため、今年度内の当部会の開催予定はありません。 今後申請があった場合については、次年度となる見込みです。 事務局からの連絡事項は、以上です。
9 閉会 司会【橘主幹】	以上をもちまして、令和7年度第1回福島県森林審議会森林保全部会を閉会いたします。 本日配布しました資料については、情報公開条例第7条第3号に該当する事業者に関する情報が含まれておりますので回収させていただきます。 そのまま、お席に置いてお帰りください。